(目的)

第1条 この要綱は、九度山町立河根小学校及び河根中学校(以下「河根小中学校」という。)に通学する児童生徒で、保護者による登下校の送迎ができず、学校を欠席せざるを得ない家庭や保護者の責任による通学の安全確保等ができない家庭の課題を解消するため、下校時のタクシーの通学支援を行うことにより、児童生徒の通学条件の整備を図り、もって教育の機会を確保することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 河根小中学校通学支援タクシー(以下「通学タクシー」という。)の実施主体は、 九度山町教育委員会とし、運行管理者は、河根小中学校長(以下「学校長」という。) とする。

(利用対象者)

- 第3条 通学タクシーを利用することができる対象者は、次の各号に全て該当する者とする。
 - (1) 河根小中学校へ通学する児童生徒
 - (2) 九度山駅、九度山町ふるさとセンター又は高野口駅を下校時の降車場所とする児童 生徒

(利用料)

第4条 通学タクシーの利用料は、無償とする。

(運行日)

- 第5条 通学タクシーの運行日は、次の各号に定めるものとする。ただし、土曜日、日曜 日、祝日、夏季休業期間及び冬季休業期間並びに春季休業期間中の運行は行わない。
 - (1) 授業日
 - (2) 学校行事日
 - (3) その他教育委員会が特に必要と認めた日

(運行時刻)

第6条 通学タクシーの運行時刻は、教育委員会が別に定める。なお、下校時間の変更や やむを得ない理由により運行時刻の変更が必要な場合には、その都度学校長が判断のう え、変更することができる。

(運行業務)

第7条 通学タクシーの運行業務は、別表に掲げるタクシー事業者が行う。

(運行管理)

第8条 学校長は、毎月の河根小中学校通学支援タクシー運行管理計画表(様式第1号) を作成し、運行を行う月の前月20日までに、教育長及び前条に規定するタクシー事業 者に提出しなければならない。 2 学校長は、当日必要なタクシーの利用台数を、午前10時までにタクシー事業者に連絡しなければならない。ただし、その後タクシーの利用台数、乗車時間等に変更がある場合には、正午までに速やかに連絡するものとする。

(利用登録の申請)

第9条 通学タクシーの利用を希望する児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)は、 あらかじめ教育長に対し、河根小中学校通学支援タクシー利用登録申請書(様式第2号)により、申請をしなければならない。

(利用者の登録)

- 第10条 教育長は、前条の規定に基づき申請があった場合には、その内容を審査し、通 学タクシーの利用を適当と認めたときは、利用者としての登録を行うとともに、河根小 中学校通学支援タクシー利用登録決定通知書(様式第3号)(以下「利用登録決定通知 書」という。)により保護者に通知するものとする。
- 2 教育長は、前項の利用登録決定通知書の写しを学校長に対し、通知するものとする。 (利用登録の変更・消滅の届出)
- 第11条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、河根小中学校通学支援タクシー利用登録(変更・消滅)届出書(様式第4号)(以下「利用登録(変更・消滅)届出書」という。)を速やかに教育長に届け出なければならない。
 - (1) 住所に変更があったとき。
 - (2) 氏名に変更があったとき。
 - (3) 緊急時連絡先に変更があったとき。
 - (4) 降車場所に変更があったとき。
 - (5) 転校、転居等により利用対象者でなくなったとき。
 - (6) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 教育長は、前項の規定により利用登録(変更・消滅)届出書が提出されたときは、そ の写しを学校長に対し、通知するものとする。

(利用実績の報告)

第12条 学校長は、当該月の児童生徒の河根小中学校通学支援タクシー利用実績報告書 (様式第5号)を、翌月10日までに教育長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第13条 教育長は、河根小中学校通学支援タクシー利用者台帳(様式第6号)を作成し、 利用者の状況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

事業者名	事業所所在地	電話番号
高野山タクシー㈱	九度山町九度山1138-4	0 1 2 0 - 3 7 2 - 6 2 8
九度山営業所		0736-54-2328
橋本第一交通㈱	橋本市神野々984-1	0570-07-0152
		0736-32-1374
有鉄観光タクシー㈱	橋本市高野口町伏原189-	0736-42-2121
橋本営業所	1 3	

河根小中学校通学支援タクシー運行管理計画表

年 月分】

日	曜日	乗車時刻	台数	人数	降車場所(人数)

※ 運行を行う月の前月20日までに報告すること。

河根小中学校通学支援タクシー利用登録申請書

	卸シーの利用日
申請者(保護者) 住所 氏名 河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第9条の規定により、通学タク を希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年 月 学校名 学 年	シーの利用
住所 氏名 河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第9条の規定により、通学タク を希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年月 学校名 学年	シーの利用
住所 氏名 河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第9条の規定により、通学タクを希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年月 学校名 学 年	シーの利用
氏名 河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第9条の規定により、通学タクを希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年月 学校名 学校名 学年	シーの利用
河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第9条の規定により、通学タク 全希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年 月 学校名 学 年	シーの利用
ご希望しますので、次のとおり利用登録を申請します。 対象児童生徒 氏名 生年月日 年月 学校名 学年	
大 教見童生徒 氏名 生年月日 年月 学校名 学年	日
氏名 生年月日 年月 学校名 学年	日
学校名 学 年	日
住所	年
対象児童	香号(携帯)
第1位	
第2位	
□ 九度山駅 □ 九度山町ふるさとセンター □ 高野I	口駅
【誓約事項】	
この度利用申請を行う対象児童生徒は、一人でも安全にタクシーに乗車のより、伊藤老の妻は不利性し、発信さればなり、クタンの乗車中の事故	
のと保護者の責任で判断し、登録するもであり、タクシー乗車中の事故 は、運転手又は他者の過失による事故の場合を除き、町又は通学タクシー	
にその責めを負わせることは一切いたしません。	
(保護者)氏 名	(FII)
(体暖石) 八 石	

第 号年 月 日

様

九度山町教育委員会 教育長 即

河根小中学校通学支援タクシー利用登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通学支援タクシー利用登録については、河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 対象児童生徒

氏 名				生年月日			年	月	日
学校名					学	年		2	年
住 所									
有効期間	年	月	日	から		年	月	日	まで

2 利用条件

- (1) 通学タクシーは、学校から町が指定する降車場所までの下校を目的とし、これ以外の利用はできないものする。
- (2) 児童生徒が通学タクシーを利用する際には、下校経路の区間内であっても途中下車はできないものとする。
- (3) 通学タクシーには、児童生徒のみでの乗車となるため、一人でも支障なく乗降車できるものとする。

3 その他

次にような場合には、届出が必要となります。

- (1) 利用登録内容(住所、氏名、緊急時連絡先、降車場所等)に変更があったとき。
- (2) 転校、転居等により利用対象者でなくなったとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

河根小中学校通学支援タクシー利用登録(変更・消滅)届出書

年 月 日

九度山町教育委員会	
教育長	様

申請者(保護者)

住所

氏名

河根小中学校通学支援タクシー利用実施要綱第11条の規定により、下記のとおり(変 更・消滅)したので届け出ます。

記

1 変更(該当する変更項目に☑(チェック)をし、必要事項を記入してください。)

変更項目	変更前	変更後
□住所		
□氏 名		
□ 緊急時連絡先		
□降車場所		
□その他		

- 2 消滅(該当する事由の番号を○印で囲んでください。)
 - (1) 転校のため
 - (2) 転居のため
 - (3) その他(
- 3 変更・消滅年月日 (年月日)

河根小中学校通学支援タクシー利用実績報告書

年 月分】

日	曜日	乗車時刻	台数	人数	降車場所及び利用児童生徒名

※ 運行を行った月の翌月10日までに報告すること。

河根小中学校通学支援タクシー利用者台帳

(学校名)

児童生徒名	学年	生年月日	住	所	保護者名	緊急時連絡先① 氏名·続柄·住所· 電話番号(携帯)	緊急時連絡先② 氏名·続柄·住所· 電話番号(携帯)	有効期間